

特別徴収のしおり

異動届出書の提出は忘れずに！

納税義務者に退職・転勤・休職等の異動があったときは、
異動した月の翌月 10 日までに必ず『異動届出書』を提出してください。

埼玉県上里町

(担当) 税務課 住民税係

〒369-0392

埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地

電話 0495-35-1221 (代表)



上里町マスコットキャラクター
こむぎっち

目 次

e L T A Xをおすすめします	1
特別徴収について	3
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	7
特別徴収関係届出書等の提出について	9
特別徴収事務の流れ	10
異動届出書等の記載例	11
附録	
給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（2枚）	
特別徴収切替届出（依頼）書	
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
月割額に係る異動整理表	

特別徴収取扱金融機関

- 埼 玉 り そ な 銀 行 本 ・ 支店
- り そ な 銀 行 本 ・ 支店
- 武 蔵 野 銀 行 本 ・ 支店
- 東 和 銀 行 本 ・ 支店
- 埼 玉 縣 信 用 金 庫 本 ・ 支店
- し の の め 信 用 金 庫 本 ・ 支店
- 中 央 労 働 金 庫 本 ・ 支店
- 埼 玉 信 用 組 合 本 ・ 支店
- 埼玉ひびきの農業協同組合 支店
- 各ゆうちょ銀行・郵便局

※ 埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を最初に利用される場合は、7ページにある『ゆうちょ銀行指定通知書』の提出が必要となります。

- 特別徴収取扱金融機関については、一部変更となる場合があります。
- 上記特別徴収取扱金融機関のほかに、上里町役場でも納入できます。

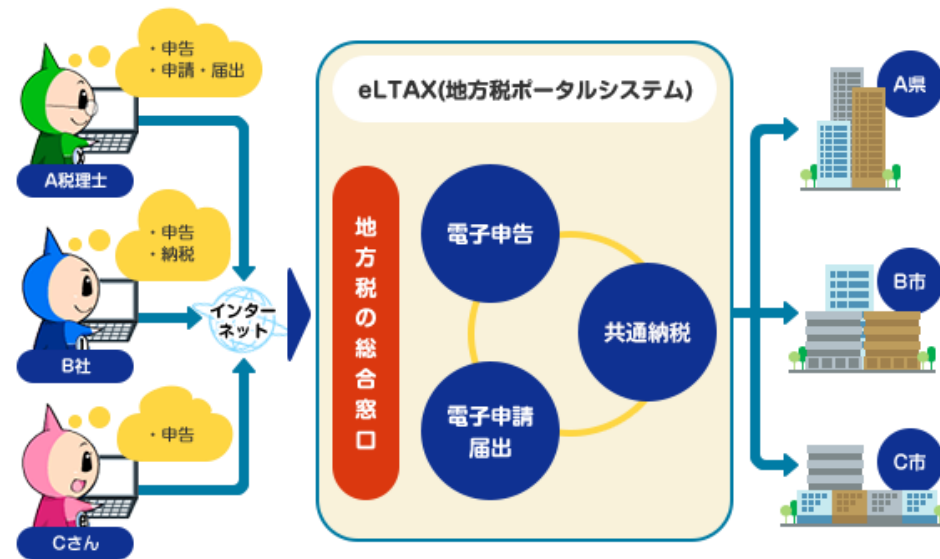
特別徴収税額の納期は、毎月分 **翌月 10 日** です！

eLTAX (地方税ポータルシステム) をおすすめします

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAXを利用すれば、オフィスや自宅から事務手続きを完了でき、書面での申請は不要となります。給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出(依頼)書、給与支払報告書等も電子で送付できます。また、特別徴収税額決定通知書を電子で受け取ることも選択可能です。

従来の地方税の申告、申請、納税の手続きは、それぞれの地方公共団体の窓口へ書類を提出していただく必要がありましたが、eLTAXは地方公共団体が共同で運営するシステムであり、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになっています。eLTAXでは統一した様式を使用しておりますので、各地方公共団体の様式に対応する手間が省け、税務事務担当者様の負担軽減につながります。



給与所得者のマイナンバー取得の推進にご協力をお願いします。



詳しくは、eLTAXホームページ (<https://www.lta.go.jp/>) をご覧ください。

eLTAX	🔍
-------	---

特別徴収について

地方税法第 321 条の 3 第 1 項及び上里町税条例第 44 条第 1 項の規定により、給与所得者の町民税・県民税（以下「個人住民税」という。）は特別徴収の方法によることとされていますので、ご協力をお願いします。

1 特別徴収とは

特別徴収義務者（事業所等）が納税義務者（従業員等）の個人住民税を毎月の給与から徴収し、納めていただく方法のことです。年税額を 6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて納入していただきます（地方税法第 321 条の 3 第 1 項・第 321 条の 5 第 1 項）。

2 特別徴収義務者とは

個人住民税を特別徴収の方法で徴収する場合に特別徴収義務者に指定された給与支払者をいいます。特別徴収義務者は、毎月定められた税額を給与から差し引き、納期限までに納入する義務を負うこととなります（地方税法第 321 条の 4 第 1 項・第 321 条の 5 第 1 項）。

3 特別徴収税額の本人への通知について

『税額決定通知書（納税義務者用）』を納税義務者（従業員等）本人に交付してください（地方税法第 321 条の 4 第 1 項）。

なお、退職・休職等の事由により交付できない場合は、『給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書』（以下「異動届出書」という。）を添えて町に返送してください。

4 徴収について

通知書に記載のある月割額を毎月の給与から徴収し翌月 10 日までに納入してください（地方税法第 321 条の 5 第 1 項）。

なお、特別徴収義務者（事業所等）が、納期限までに月割額を特別の理由なく納入しなかった場合は、法律の定めるところにより延滞金を納付しなければなりません。

5 税額が変更された場合

特別徴収税額が変更になった場合は、特別徴収義務者（事業所等）あてに『税額変更通知書』を送付しますので、通知書に指定してある月から変更後の月割額を徴収してください。また、『税額変更通知書（納税義務者用）』を納税義務者（従業員等）本人に交付してください（地方税法第 321 条の 6）。

なお、納入金額に変更が生じても納入書の再発行はしていませんので、訂正してご使用ください（5 ページ参照）。

6 納期の特例について

給与の支払を受ける人が常時 10 人未満の事業所の特別徴収義務者（事業所等）は、『特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書』を提出し、承認を得た場合に限り、6 月分から 11 月分までを 12 月 10 日まで、12 月分から 5 月分までを 6 月 10 日までの年 2 回に分けて納めることができます（年度途中で納期の特例を申請する場合は、納期の特例の承認を受けた月から適用となります）。申請書は上里町ホームページからダウンロードしてご使用ください（地方税法第 321 条の 5 の 2）。

7 納税義務者に異動があった場合

納税義務者（従業員等）に退職・転勤・休職等の異動があったときは、異動した月の翌月 10 日までに『異動届出書』を提出してください。また、徴収方法（普通徴収・一括徴収・特別徴収継続）が変更になることを納税義務者（従業員等）に伝えてください（地方税法第 321 条の 5 第 3 項）。

『異動届出書』の提出が遅れると、退職・休職者等の税額が特別徴収義務者（事業所等）の滞納額となり、督促状等が寄せられることとなります。また、普通徴収への切り替え処理が遅れる結果、納税義務者（従業員等）に対して一度に多額の税額の納付義務を負わせてしまうこととなりますので、異動が発生した都度、速やかに提出してください。

○一括徴収の取り扱いについて

退職・休職等により特別徴収できなくなった月割額は、通常、普通徴収の方法により納付していただくこととなりますが、以下のいずれかに該当する場合には、退職時の給与・退職金等が未徴収税額に満たないときを除いて、未徴収税額を必ず一括徴収していただくこととなります（地方税法第 321 条の 5 第 2 項）。

① 12 月 31 日までに退職され、納税義務者（従業員等）から申し出があった場合

② 翌 1 月 1 日以降に退職された場合

なお、12 月 31 日までの退職で納税義務者（従業員等）からの申し出がない場合でも、国外転出予定の方（国外転出されても年税額は減額されません）などは、できるだけ一括徴収していただくようお願いします。

○特別徴収継続

転勤・再就職等により異動後の事業所で引き続き特別徴収する場合は、旧事業所で『異動届出書』上段の事項を記入し、新事業所へ送付してください。

新事業所では、『異動届出書』下段「1.特別徴収継続の場合」の事項を記入し、上里町へ送付してください。

（旧事業所 → 新事業所 → 上里町）

8 特別徴収に切り替える場合

就職等により普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、『特別徴収切替届出（依頼）書』を提出してください。

なお、普通徴収の納期限を過ぎているものについては、特別徴収に切り替えができませんのでご注意ください。

9 退職所得に係る個人住民税の特別徴収について

退職所得に係る個人住民税については、他の所得と区別して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて市町村に納入（特別徴収）することとされています。

納入先は、退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の 1 月 1 日現在における住所の所在する市町村です（退職所得に係る税額の計算方法については、お問い合わせください）。

納入にあたっては、『納入書』の「退職所得分」欄及び裏面の『納入申告書』に所要事項を記入し特別徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。

10 納入書税額欄の記入上のお願い

当町では、OCR（光学文字読取装置）により収納消込処理を実施しています。「納入金額(1)」には、当初決定内容の月割額を印字していますので、納入金額に変更がない場合は、何も記入せずにそのまま納めてください。

【記入例1】

「納入金額(1)」に印字されている金額に変更がある場合は、右記の（記入例1）を参考に記入してください。

※ 退職者等の一括徴収分がある場合は、「給与分」欄に含めて記入してください。

【記入例2】

退職所得分の納入金額がある場合は、右記の（記入例2）を参考に記入してください。

※ 納入書裏面の『納入申告書』も必ず記入してください。

（記入上の留意点）

- ・ 黒のボールペンで記入してください。
- ・ 3連用紙（領収証書・納入書・納入済通知書）全てに記入してください。

（記入例1） 転勤・退職等により印字されている納入金額に変更があった場合

		指 定 番 号		納 入 金 額 (1)		円						
〇〇年 〇月分		〇〇〇〇		100,000		← 納入金額(1)を二重線で抹消してください。 (訂正印不要)						
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	← 納入金額(2)の「給与分」と「合計額」に変更後の金額を記入してください。 (¥マーク不要)
		退 職 所 得 分										
		延滞金										
		(2) 合計額				1	5	0	0	0	0	
納期限	〇〇年 〇月 〇日											

（記入例2） 給与分の納入金額以外に退職所得分の納入金額がある場合

		指 定 番 号		納 入 金 額 (1)		円						
〇〇年 〇月分		〇〇〇〇		100,000		← 納入金額(1)を二重線で抹消してください。 (訂正印不要)						
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	← 納入金額(2)の「給与分」に給与分の納入金額、「退職所得分」に退職所得分の納入金額、「合計額」にそれらの合計額を記入してください。 (¥マーク不要)
		退 職 所 得 分				2	5	0	0	0	0	
		延滞金										
		(2) 合計額				3	5	0	0	0	0	
納期限	〇〇年 〇月 〇日											

【記入例3】

(記入例2)のように、退職所得分の納入金額がある場合は、右記の(記入例3)を参考に、納入書裏面の「納入申告書」も記入してください。

右記(記入例3)の「特別徴収税額」欄の町民税・県民税の合計額は、納入書表面の「退職所得分」欄の金額と同額になります。

退職所得に係る町民税・県民税を納入する人員が3人以上の場合は、お手数ですが、別途内訳書をご提出ください。

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入書表面(記入例2)のみ記載したものを金融機関に提出し、別途、別の紙の納入申告書(個人番号を含む必要な事項を記載したもの)を郵送等により町に提出してください。

(記入上の留意点)

- ・黒のボールペンで記入してください。

(記入例3) 町民税 県民税 納入申告書

埼玉県児玉郡上里町長 様		(受付印)	
年 月 日 提出			
〇〇年〇月分	人員	1 人	
退職手当等支払金額	十 億	千 百	十 万 千 百 十 円
	2 0	0 0	0 0 0 0 0 0
特別徴収 税 額	町 民 税		1 5 0 0 0 0 0
	県 民 税		1 0 0 0 0 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
特別徴収義務者	住所(居所) 又は所在地	〒 369-0306 上里町大字七本木〇〇〇	
	氏名又は名称	かみさと株式会社	
	法人番号又は 個人番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×	

退職手当等の支払年月及び対象となる納税義務者の人数を記入してください。

退職者に支払う退職手当の支払金額、退職所得に係る町民税・県民税額をそれぞれ記入してください。

事業所等の所在地や名称等、各欄を記入してください。

退職者について各欄の記入をお願いします。

お手数ながらご記入願います。

1.

退職した日の属する1月1日現在の住所	上里町 大字長浜〇〇〇
氏 名	上里 小麦
勤続年数	×× 年
支払金額	20,000,000 円
区 分	一般・役員等
特別徴収税額	町民税 150,000 円
	県民税 100,000 円

2.

退職した日の属する1月1日現在の住所	上里町
氏 名	
勤続年数	年
支払金額	円
区 分	一般・役員等
特別徴収税額	町民税 円
	県民税 円

(上里町保管)

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を最初に利用される場合は、当町の取扱店（局）として指定されなければなりませんので、右の『指定通知書』を利用されるゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度より引き続き同一のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、改めて提出する必要はありません。

切り取り線

年 月 日

ゆうちょ銀行_____支店長 様

_____郵便局長 様

埼玉県児玉郡上里町長

(公 印 省 略)

指 定 通 知 書

地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により、貴店（局）を本町の町民税・県民税（特別徴収税額）納入取扱店（局）に指定したので通知します。

(特別徴収義務者)

所在地_____

名 称_____

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 認 可 番 号 | 貯業 2 第 1364 号 |
| 2. 口 座 番 号 | 00180-1-960097 |
| 3. 加 入 者 名 | 児玉郡上里町会計管理者 |
| 4. 取りまとめ店 | 東京貯金事務センター |

特別徴収関係届出書等の提出について

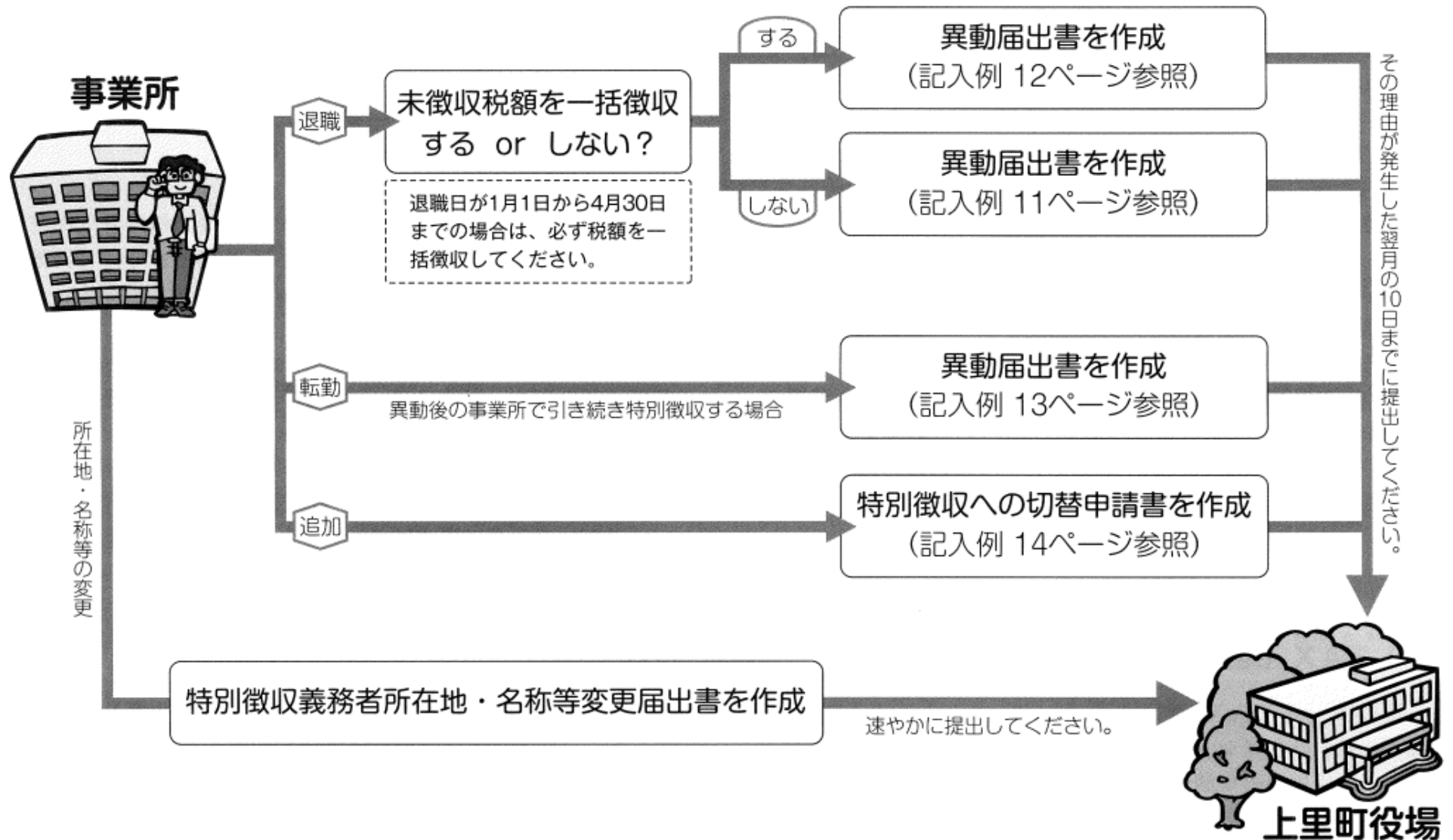
- ① 納税義務者（従業員等）に退職・転勤・休職等の異動があったときは、異動した月の翌月 10 日までに必ず『異動届出書』を提出してください。
- この『異動届出書』に基づいて特別徴収義務者（事業所等）の税額を訂正し、異動された方の未徴収分について、直接納税義務者（従業員等）あてに『納税通知書』を発送して納めていただきます。
- 『異動届出書』の提出が遅れると、退職・休職者等の税額が特別徴収義務者（事業所等）の滞納額となり、督促状等が発せられることとなります。
- また、普通徴収への切り替え処理が遅れる結果、納税義務者（従業員等）に対して一度に多額の税額の納付義務を負わせてしまうこととなりますので、異動が発生した都度、速やかに提出してください。
- 転勤・再就職等により異動後の事業所で引き続き特別徴収する場合は、旧事業所で『異動届出書』上段の事項を記入し、新事業所へ送付してください。新事業所では、『異動届出書』下段「1.特別徴収継続の場合」の事項を記入し、上里町へ送付してください。
- （旧事業所 → 新事業所 → 上里町）
- ※ 「給与所得者」の欄の「個人番号」は、旧事業所では記載せず、新事業所で税義務者（従業員等）から番号の提供を受け記載してください。また、旧事業所が個人事業主の場合は、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、記載せず、新事業所へ送付願います。
- ② 特別徴収義務者（事業所等）の所在地・名称に変更があった場合には、『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』を提出してください。

上里町マスコットキャラクター
こむぎっち



届出書（申請書）は、コピー（複写）してご利用ください。
また、上里町ホームページ「申請書ダウンロード > 税金」
からもダウンロードできます。

納税義務者に退職・転勤・休職等の異動があったときは



記入例1 (退職・休職等 → 未徴収税額を個人で納付 (普通徴収) する場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

上里町長 様 令和〇〇年 9 月 1 日提出		所在地 〒369-0306 上里町大字七本木〇〇〇	特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
フリガナ カミサト イチロウ		フリガナ カミサトカブシキガイシャ	宛名番号 ×××	所属 人事課人事労務係				
氏名又は名称 かみさと株式会社		氏名又は名称 かみさと株式会社	担連 当絡 者先	氏名 上里 花子				
個人番号 又は法人番号 ××××××××××××××××		個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載	電話 0495-35-〇〇〇〇 内線 (×××)					
給与所得者	フリガナ カミサト イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名 上里 一郎							異 動 日 年 月 日
	生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日							
	個人番号 ××××××××××××××××							
	受給者番号 〇〇〇〇							
	1月1日 現在の住所 上里町大字神保原町〇〇〇							
異動後の 住所 同上	140,000 円	35,600 円	104,400 円	〇〇 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職・長 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 【事由・理由】	3. 普通徴収 (本人納付)		

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号	新しい勤務先へは、月額額_____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地	<p>8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。</p> <p>(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)</p> <p>(イ)徴収済額 35,600円 (6月から8月分)</p> <p>(ウ)未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)</p> <p>↑ 普通徴収税額</p>	受給者番号
フリガナ		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
氏名又は名称		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
右から 番号を 記入	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
右から 番号を 記入	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

記入例2 (退職・休職等 → 未徴収税額を一括徴収する場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

上里町長 様		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒369-0306 上里町大字七本木〇〇〇				特別徴収義務者 指定番号	〇〇〇〇	
令和〇〇年 9月 1日 提出			フリガナ	カミサトカブシキガイシャ				宛名番号	×××	
			氏名又は名称	かみさと株式会社				担連 当絡 者先	所属	人事課人事労務係
			個人番号 又は法人番号	××××××××××××××××				氏名	上里 花子	
							電話	0495-35-〇〇〇〇 内線(×××)		

給 与 所 得 者	フリガナ	カミサト ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	上里 二郎							
	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日							
	個人番号	××××××××××××××							
	受給者番号	〇〇〇〇							
	1月1日 現在の住所	上里町大字金久保〇〇〇							
異動後の 住所	同上		140,000 円	35,600 円	104,400 円	〇〇 年 8 月 31 日	1 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号		新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒		
	フリガナ			
	氏名又は名称			
			受給者番号	
			入書の要否 (の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円 (6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)
 ↑
一括徴収税額(納入額と同額)

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		9 月 20 日	104,400 円	

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

記入例3 (転勤・再就職 → 引き続き特別徴収する場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

				年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
上里町長 様 令和〇〇年 9月 1日提出 給与支払者 〔特別徴収義務者〕		所在地		〒369-0306 上里町大字七本木〇〇〇		特別徴収義務者 指定番号		〇〇〇〇					
		フリガナ		カミサトカブシキガイシャ		宛名番号		×××					
		氏名又は名称		かみさと株式会社		担連 当絡 者先		所属		人事課人事労務係			
		個人番号 又は法人番号		××××××××××××××××		電話		0495-35-〇〇〇〇 内線(×××)					
		フリガナ		カミサト サブロウ									
		氏名		上里 三郎									
		生年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日									
		個人番号		××××××××××××××××									
		受給者番号		〇〇〇〇									
		1月1日 現在の住所		上里町大字勅使河原〇〇〇									
		異動後の 住所		同上									
		140,000 円		35,600 円		104,400 円							
		6 月から		9 月から		〇〇 年							
		8 月まで		5 月まで		8 月							
						31 日							
								1		1. 特別徴収継続			
										2. 一括徴収			
										3. 普通徴収 (本人納付)			

転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は前勤務先では記載しないでください。

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号		〇〇〇〇 (新規)		法人番号		××××××××××××××××		新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を			
所在地		〒369-0314 上里町大字三町〇〇〇		担当者 連絡先		所属		庶務課社員係		9 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
フリガナ		サイタマカブシキガイシャ		氏名		氏名		埼玉 花江		支給者番号	
氏名又は名称		さいたま株式会社		電話		電話		0495-33-〇〇〇〇 内線(×××)		内入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
										1 右から 番号を 記入	
										1. 必要 2. 不要	

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

2. 一括徴収の場合

理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		月 日		円		左記の一括徴収した税額は、		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため									

3. 普通徴収の場合

理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄	
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
		3. 死亡による退職であるため			

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

記入例4 (特別徴収に切り替える場合)

特別徴収切替届出(依頼)書										市町村使用欄						
○○年 9 月 5 日 提出 上里町長様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 369 - 0306 上里町大字七本木○○○								特別徴収義務者 指定番号	○○○○		※市町村ごとに異なります		
		フリガナ	カミサトカブシキガイシャ									新規の場合、納入書(要・ 不要)				
		名称(氏名)	かみさと株式会社								担当者 連絡先	係	人事課給与係			
		代表者の 職氏名印	上里太郎									氏名	上里 花子			
		法人番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×									電話	0495 - 35 - 0000			
給与 所得者	フリガナ	カミサト ヨシミ						旧 姓								
	氏 名	上里 嘉美						普通徴収 切替期別		期別を○で囲んでください。 [1・2・ 3 ・4] 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。						
	生年月日	昭和・ 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日														
	1月1日現在の 住所	〒 369 - 0315 上里町大字大御堂○○○						特別徴収 開始予定月	9 月分(10 月 10 日納期分)から 特別徴収を開始します。							
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										届出理由	1. 入社 2. その他()			
月割額 の連絡		必要な場合のみ記入してください。										月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。				

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は余裕を持って行ってください(納期限の数日前までには届くように提出してください)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピー(複写)してお使いください。

【提出先】 〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518番地 上里町役場 税務課 住民税係

記載要領

- 1 「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに、「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。(注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記載してください。(注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収切替届出(依頼)書

※市町村使用欄

年 月 日 提出 上里町長様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 —										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
		フリガナ											新規の場合、納入書(要・不要)			
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者 職氏名												氏名		
		法人番号														

給与所得者	フリガナ											旧姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名													特別徴収 開始予定月		月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。
	生年月日	昭和・平成 年 月 日													届出理由	1. 入社 2. その他()
	1月1日現在の住所	〒 —														月割額 の連絡
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。														

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は余裕を持って行ってください(納期限の数日前までには届くように提出してください)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピー(複写)してお使いください。

【提出先】 〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518番地 上里町役場 税務課 住民税係

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※市町村使用欄

年 月 日 提出 上里町長様	給与支払者 特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒 — ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごと に異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者 職氏名												氏名	
		法人番号													電話

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日

年 月 日

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 —	〒 —
フリガナ		
名称		
電話番号	— — (内線)	— — (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		※市町村ごと に異なります
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		

統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 —									
	フリガナ										
	名称										
	電話番号	— — (内線)									
	法人番号										
特別徴収義務者 指定番号											※市町村ごと に異なります

【提出先】 〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518番地 上里町役場 税務課 住民税係 ※届出書(申請書)は、コピー(複写)してご使用ください。

月割額に係る異動整理表

回数	月分	月割額		本 送 金 額	退職・転勤・休職者等の 異動についての記入欄
		加算額(+)	差引額(-)		
1回目	6月分	円	円	円	
2回目	7月分				
3回目	8月分				
4回目	9月分				
5回目	10月分				
6回目	11月分				
7回目	12月分				
8回目	1月分				
9回目	2月分				
10回目	3月分				
11回目	4月分				
12回目	5月分				
計					

※ 納税義務者（従業員等）に退職・転勤・休職等の異動があったときは、異動した月の翌月10日までに必ず『異動届出書』を提出してください。